

企業行動憲章に基づく具体的な行動指針及び行動事例 (贈収賄・腐敗防止関連)

企業行動憲章 I. 3

【公正かつ適正な取引】

独占禁止法など企業活動に関連する法令を正しく理解し、これらを遵守することにより、不当または不正な手段による利益追求を排除し、公正かつ適正な取引を意識した高い倫理観に基づいて行動します。

具体的な行動指針（コンプライアンス・ハンドブックから）

日本取引所グループが社会からの信頼を獲得し、これを維持するためには、企業活動において公正で適正な取引の実行を常に心がけることが求められます。したがって、取引の交渉過程で優位な立場を利用して相手方に不当な要求を押しつけたり、不当な買いたたき、受領拒否、返品、支払遅延等の違法行為を行うことは、こうした考えに反するものであり、自由な企業活動を制限することになるので絶対に避けるべきです。また、サービスの購入先や業務委託先の選定に際しては、提示された価格、品質、納期等の客観的条件を公正に比較し、評価したうえで決定することが求められます。

企業行動憲章 I. 4

【公私の峻別および便宜供与等の禁止】

公私のけじめをわきまえ、職務上の関係者との間で、社会的儀礼の範囲を超えた会食や贈答品の授受を一切行いません。また、国内外の公的機関の職員に対してはもとより、職務上の関係者との間において、不適切な便宜や利益の供与もしくは享受またはその申し出は一切行いません。

具体的な行動指針（コンプライアンス・ハンドブックから）

会食、贈答および便宜供与、さらに関連事項として、講演、寄稿、出版等の取扱いについては、「日本取引所グループ社員の行動規範」が整備されていますので、これに従って取り扱うことが求められます。

【公私の峻別および便宜供与等の禁止】

職務上の関係者との間における行為（日本取引所グループ社員の行動規範抜粋）

職務上の関係者と癒着などの不適切な関係を持っているのではないか、という疑念や誤解を招くことのないよう、贈答品の授受や会食等への参加は社会通念上、適当な範囲で行うこととし、不適切な便宜や利益の供与若しくは享受又はその申し出は一切行ってはなりません。

（1）贈答品等

- 職務上の関係者との間で社会的な儀礼の範囲を超えて贈答品や金品等の授受を行ってはならないこととします。
- 贈答品等が個人あてに贈られてきた場合については、社会的な儀礼の範囲内であっても先方に対して不要の旨を伝え返却してください。また、組織あてに贈られてきた場合については、社会的な儀礼の範囲内であれば返却する必要はありませんが、先方に対しては次回より不要の旨を伝えてください。
- なお、以下の物品については授受を行っても差し支えありません。
 - ・ 国際機関、海外取引所、上場会社等との間で記念の印として授受する物品
 - ・ 広く配布される宣伝広告用物品

（2）会食等への参加

- 職務上の関係者との間で一方が過度に費用を負担する会食や遊技（以下「会食等」といいます。）への参加は厳に慎むものとします。
- 同一の職務上の関係者との間で会食等を短期間に複数回にわたって行う場合は、会食等を行う目的に照らして頻度が適切であるかを十分に検討したうえで、慎重に行なうようにして下さい。社会通念上、適当な範囲を超えて頻繁に会食等を行うことは厳に慎んでください。
- 職務上の関係者との間で一方が費用を負担する会食等に参加する場合や、同一の職務上の関係者と短期間に複数回にわたって会食等を行う場合は、所属長に対して、日時・相手先・場所・会合の趣旨等を報告し、その承諾（やむを得ない場合の事後承諾を含みます。）を得たうえで参加してください。
- （3）便宜供与
- 職務上の関係者との間において、自己が負担すべき債務を負担させること又は相手の債務を負担すること、対価を支払わずに役務の提供や不動産・物品の貸与を受けること又は対価を受け取らずに同様の行為を行うこと、未公開株式等を受領又は購入すること等、一切の利益や便宜を享受又は供与してはならないこととします。

【公私の峻別および便宜供与等の禁止】

行動事例（コンプライアンス・ハンドブックから）

- 外部に業務を委託する時の対応や、社内で祝宴を行う際の留意事項について具体的な行動事例を提供しています。例えばプロジェクトの協力業者が酒類を差し入れてきた場合の取扱いを以下のとおり説明しています。

企業行動憲章において、社会的儀礼の範囲を超えた贈答品の授受や会食を一切行わない旨を定めています。したがって、差し入れられた酒類が多量である場合や高価な商品である場合には、丁重に返却する必要があります。また、社会的儀礼の範囲内の商品であっても、当該取引業者に対しては、次回よりこうした気遣いは不要の旨を伝えていただくようお願いします。

言うまでもなくこれらのルールは、贈答品などを授受することにより、業務上の判断が適正に行われなくなってしまうことを防止するためであり、企業行動憲章にもあるとおり、公正かつ適正な取引を維持するためのものです。

- また、海外での贈収賄行為について、以下のとおり説明しています。

海外における外国公務員に対する腐敗防止に関する規制は複雑であり、慣習だと安易に考えることは極めて危険です。米国の腐敗行為防止法では、外国企業が米国外の外国公務員に対して行う賄賂行為であっても、賄賂の送金を米国の銀行を通じて行ったり、米国への出張者が米国内で郵便・電話・電子メールによって送金を容認するような行為を行った場合や米国企業と共に賄賂行為を行った場合には、刑事罰の対象になります。また、英国の贈収賄禁止法の適用範囲は米国よりも広く、外国公務員のみならず、民間人への賄賂も禁止されています。こうした海外の法令や現地の法令により処罰される場合があるのはもとより、我が国の不正競争防止法も、国外での事業活動に関する現地の外国公務員等に対する利益供与を禁止しており、違反を行った者への処罰が定められています。

贈賄規制については、不正な利益供与がコンサルタント、代理店（エージェント）、ジョイントベンチャーのパートナー企業等、日本取引所グループ以外の主体により行われたとしても、贈賄の共謀や帮助を行ったとして日本取引所グループに対しても適用される可能性があります。

企業行動憲章 II. 2

【インサイダー取引の未然防止】

インサイダー取引規制に抵触する行為（役員および社員自身の名義で行う取引のみならず、いかなる名義で行う場合も含みます。また、自らが取引を行う場合のみならず、他人に情報伝達したり取引推奨する行為も含みます。）は、市場全体の公正性および健全性を著しく失墜させる行為であることから、その疑いを持たれるような行為も厳に慎みます。また、取引先など社外の関係者に対しても、当該規制の趣旨につき一層の周知徹底を図ります。

具体的な行動指針（コンプライアンス・ハンドブックから）

当社の重要な決定や決算情報など重要な事実については、限られた部署や役職員のみで管理するなど、リスクを最小限に抑えております。また、業務の性質上、上場会社や取引参加者など、他社の機密情報を取り扱うことが多く、重要な事実を知る機会が多いことなどにかんがみ、株式取引等の取扱いについては、「日本取引所グループ社員の行動規範」が整備されていますので、これに従って取り扱うことが求められます。

【インサイダー取引の未然防止】

株式取引等の取扱い（日本取引所グループ社員の行動規範抜粋）

市場の公正性・透明性の確保、信頼性の維持・向上を使命とする当社の社員が市場を利用した不正行為（そうした疑惑や誤解を招くおそれのある行為を含みます。）を行った場合は、当社の事業運営に致命的な損害を及ぼすことになります。

株式取引等に関して、社員の立場を利用して不正利得を得ている又は第三者に得させているとの疑惑や誤解を、いささかでも招くおそれのある取引は厳に慎まなければなりません。

また、社員自身の名義による株式取引等は制約されるのはもちろんのこと、家族や知人など他人の名義であったとしても、社員の計算で行う場合や社員の指示に基づき行う取引は、当該社員の取引として制約されます。

さらに、社員が未公表の重要事実等を職務上知ったうえで行う株式取引等のみならず、未公表の重要事実等を職務上知った社員が当該情報の公表前に他人に情報伝達したり取引推奨する行為は、インサイダー取引規制に抵触する行為であり、そのような行為は決して行ってはなりません。

- インサイダー取引規制の対象となる金融商品の取引は原則として行わないものとします。なお、取引の制約についてはいかなる名義を用いるかを問わず、社員自身の名義はもちろんのこと、家族や知人など他人の名義であっても、社員の計算で行った場合や社員の指示に基づく場合などは同様に制約されます。
- 投資勧誘をする、資金を募って運用を行う、投資助言を行う、仮名・借名取引を行う等、金融商品取引法をはじめとする法令諸規則に違反する行為（そうした疑惑や誤解を招く恐れのある行為を含みます。）は、厳に慎まなければなりません。
- 禁止されていない取引であっても、職務上知り得た情報に基づく取引を行ってはならないことはもちろんのこと、それ以外の取引についても、当社の社員としての自覚を持ち、いささかの疑惑も持たれることのないよう、慎重に行う必要があります。
- 社員持株会を通じた日本取引所グループ株式の取引については、会の基本事項を定めた規約等を遵守し適切に行う必要があります。

企業行動憲章 III. 2

【関連法令の遵守】

金融商品取引法および会社法など業務を行う上で関係するあらゆる法令を正しく理解し、かつ、これを遵守します。さらに、社会倫理やベスト・プラクティス（最善の慣行）に則った企業活動を行い、問題発生の予防に万全を期すこととします。

具体的な行動指針（コンプライアンス・ハンドブックから）

日本取引所グループが自主規制機能をいかんなく発揮するには、役員および社員一人ひとりが、自分たちに対しても高い遵法精神および倫理的意識が求められているということを常に意識して行動する必要があります。したがって、各人の行動に際しては、「その行為は法令に違反していないか、または社会的に見て通用するものか」等と自問するくらいの慎重さが求められます。

行動事例（コンプライアンス・ハンドブックに掲載）

- 前記の事例に加えて、金融商品取引法の秘密保持義務や、外部への業務委託時の関連法令に沿った対応を示す具体的な行動事例を提供しています。

企業行動憲章 III. 6

【政治、行政等との健全な関係】

いかなる政治・行政組織およびそれらの関連団体に対しても正常かつ健全な関係を保持し、違法な行為はもとより、これらの組織との癒着という誤解を受けるような行為も厳に慎みます。

具体的な行動指針（コンプライアンス・ハンドブックから）

政治・行政組織等との正常かつ健全な関係を保ち、これらとのもたれ合いをなくすことにより、正常な企業活動の遂行が確保されます。単純に親睦等を目的とした会合であっても、その時期や形式などをよく見極め、社会から指弾されることのないよう心がけるべきです。一方で、行政との関係においては、市場の状況を正確に理解してもらうために、積極的に情報交換を行うことも重要であり、国家公務員倫理法など関連法令に則った節度ある関係が求められます。

行動事例（コンプライアンス・ハンドブックに掲載）

- 国家公務員との関係について、国家公務員倫理規程等の関連法令に則った対応を示す具体的な行動事例を提供しています。

企業行動憲章 III. 7

【反社会的勢力への毅然たる対応】

市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力には断固とした姿勢で臨み、一切の関係遮断に努めるとともに、こうした勢力による金融商品市場への介入を防止し、健全で公正な市場の構築に努めます。

具体的な行動指針（コンプライアンス・ハンドブックから）

総会屋、暴力団、匿名・流動型犯罪グループ（SNSや求人サイトを通じるなどした緩やかな結びつきで離合集散を繰り返し特殊詐欺等を広域的に敢行する犯罪グループであり、準暴力団（暴力団に所属せずに犯罪を行う集団。いわゆる「半グレ」）も含まれる）など反社会的勢力の脅威に屈することは、一時的な危険回避になったとしても、企業としては永久的な汚点を残し、さらには将来にわたるリスクを負ったこととなります。役員および社員は、こうした一時しのぎの行為が違法であるとの認識を持つことはもちろん、これが対外的に明らかとなつた場合の日本取引所グループのイメージダウンは計り知れないものとなることを強く認識して対応することが求められます。また、こうした勢力が市場に介入することで市場の信頼性が損なわれることのないよう、関係機関との連携強化に努めます。

行動事例（コンプライアンス・ハンドブックに掲載）

- 業務や生活の中で反社会的勢力との接触があった時の対応を示す具体的な行動事例を提供しています。